

65歳以上の 皆さんへ

令和8年度 介護保険料のお知らせ

65歳以上の方の令和8年度介護保険料が決定しました。

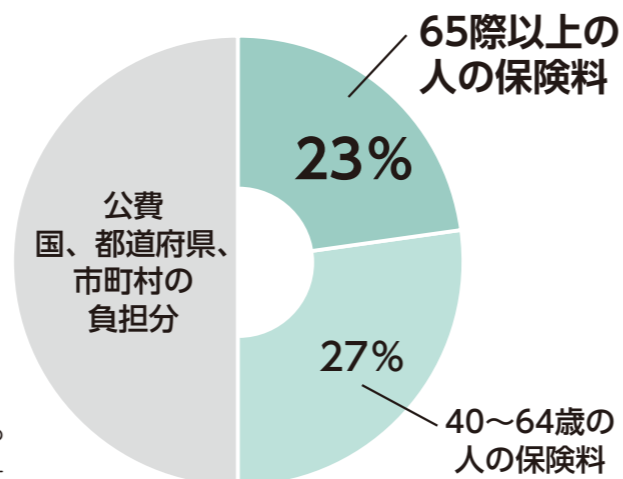
7月中旬頃、介護保険料納入通知書を発送しますので内容のご確認をお願いします。

介護保険料は、3年ごとに策定する町の「介護保険事業計画」に基づき、高齢者の人数や要支援・要介護認定者数、介護サービスの利用状況を見込んで算定しています。

保険料は13段階

介護保険料は、本人の所得や住民税の課税状況、世帯の住民税課税状況によって13段階に分かれます。

介護保険の財源内訳



所得段階	世帯住民税課税 非課税区分	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	非課税	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者、または本人の課税年金収入+合計所得金額が82.65万円以下	基準額 ×0.285	23,250
第2段階	非課税	本人の課税年金収入+合計所得金額が82.65万円超～120万円以下	基準額 ×0.485	39,570
第3段階	非課税	本人の課税年金収入+合計所得金額が課税年金収入等が120万円超	基準額 ×0.685	55,800
第4段階	課税	本人住民税非課税者 本人の課税年金収入+合計所得金額が82.65万円以下	基準額 ×0.9	73,440
第5段階	課税	本人住民税非課税者かつ 本人の課税年金収入+合計所得金額が82.65万円超	基準額	81,600
第6段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.2	97,920
第7段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3	106,080
第8段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5	122,400
第9段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 ×1.7	138,720
第10段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 ×1.9	155,040
第11段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 ×2.1	171,360
第12段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 ×2.3	187,680
第13段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が720万円以上	基準額 ×2.4	195,840

※保険料軽減強化により、第1～3段階の保険料率が低くなっています。

介護保険料の「基準額」算定方法について

「基準額」とは、各所得段階において保険料額を決める基準となる額のことで、

$$\text{基準額 (年額)} = \text{市町村で介護保険サービスに係る費用} \times \text{65歳以上の人の負担割合 (23\%)} \div \text{市町村の65歳以上の人数}$$

※介護保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

令和8年度の介護保険料の特例措置について

令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

介護保険制度は3年を1期とする介護保険事業計画に基づき基準となる保険料を決定していますが、第9期事業計画（令和6年度～令和8年度）決定時に想定されていない税制改正により、介護保険財政に影響が出ることを避けるため介護保険法施行令が改正されました。

これにより、令和8年度分の介護保険料を算定する際に税制改正の影響を遮断する措置が行われます。

税制改正の影響を受ける対象者

次のすべての条件を満たす方（それ以外の方は影響を受けません）

- ・令和8年1月1日及び令和8年4月1日に八峰町に住民登録がある方
- ・令和7年中（令和7年1月から12月）に給与収入があり、その給与収入が55万1千円以上190万円未満の方

特例措置の内容

対象者の介護保険料を算定する際に以下の①及び②を適用します。

- ① 合計所得金額を税制改正前の水準まで引き上げます。
- ② 令和8年度住民税非課税の方は、介護保険独自で課税・非課税判定を行います。

→ 給与所得控除の最低保障額引き上げ前の控除額（55万円）で算定します。

→ 住民税の課税状況と介護保険料における課税状況が一致しない場合があります。

【例】単身世帯で前年中の給与収入が100万円、その他の所得がない場合

	令和7年度	令和8年度
町民税	課税	非課税
介護保険料	課税（第6段階）	課税（第6段階）

特例措置に対する特例減免について

令和7年度・令和8年度のどちらも町民税非課税の方で、上記特例措置の②により、介護保険料の算定では町民税課税とみなされる方は、特例措置の②を行わずに算定した保険料段階となるよう、特例減免を行います。

※町民税の情報を基に自動適用するため、申請は不要です。

※特例減免対象者の方については、あらかじめ減免を適用した後の保険料を通知する予定です。

■ 問合せ先 福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608